

令和 8 年 1 0 月 8 日

「令和 8 年度幕張新都心中心地区公共空間利活用業務委託」に関する質問回答書

千葉市総合政策局

未来都市戦略部幕張新都心課

TEL : 043-274-8648 FAX : 043-274-8649

e-mail : makuhari.POF@city.chiba.lg.jp

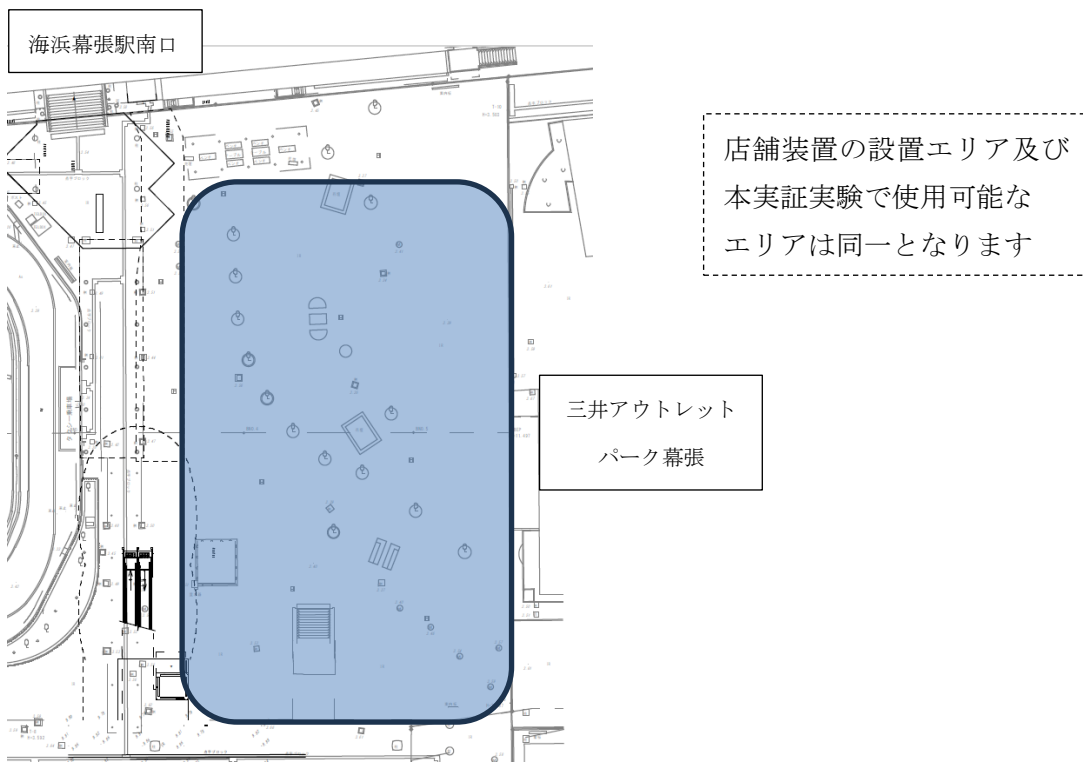
No.	質問内容	回答
1	運営体制及び業務フローを整理するにあたり、対象となるエリアマネジメント団体に関する情報（団体名、組織形態、構成、等）をご教示ください。	エリアマネジメント団体は一般社団法人幕張新都心まちづくり協議会です。本団体は、従前より活動していた幕張新都心まちづくり協議会を一般社団法人化することにより、令和 8 年 4 月に設立されました。基本的には従前の協議会の機能及び構成員を引き継いで活動しています。なお、以下のホームページもご参照ください。 https://www.mmk-makuhari.jp/
2	対象となるエリアマネジメント団体がこれまで実施した施策についての実績データを共有頂くことはできますでしょうか。	No.1 の回答をご確認ください。
3	店舗装置を設置できるエリア及び本実証実験で使用可能なエリアを、図示にてお示し頂けますでしょうか。	質問回答書下部を参照ください。境界等の詳細については現地をご確認ください。また、エリア内には花壇や植栽、オブジェ等もありますのであわせてご確認ください。 なお、他のイベントが実施されている場合は、一部使用できないエリアが生じる可能性があります。 ※幕張新都心イルミネーションが令和 8 年 1 1 月 1 3 日(金)～令和 9 年 1 月 3 1 日(日)まで開催されることが決まっており、海浜幕張駅南口広場の一部が使用される予定です。

No.	質問内容	回答
4	設置期間は「令和9年1月から2月末までの間の約1か月間」とされていますが、「約1か月間」は連続した期間である必要がありますでしょうか。	連続した期間での実施となります。ただし、出店者の入れ替え等、やむを得ない事由による休業は差し支えありません。
5	約1か月の実施期間、休業日、営業時間に指定はありますでしょうか。	実施期間は、仕様書 P.2 7 (1) アに記載のとおり、令和9年1月から2月末までの間の約1か月間となります。休業日は No.4 のとおりです。営業時間については、発注者及び近隣施設との調整を行ってください。
6	実証実験開始日から成果物の納品までが非常にタイトであるという見解です。例えば成約物の解析作業の進捗状況によっては、契約期間の3月26日以降のご提出となる可能性もございますが許容いただくことはできますでしょうか。或いは逆算して実証実験開始日を前倒しすることは可能でしょうか。	成果品の納入期限は契約期間内とし、令和9年3月26日以降の提出は認められません。また、実証実験開始日を前倒しすることについては、発注者との協議となりますが、企画検討の期間を十分確保した上でご提案ください。
7	現地計測用カメラ等を設置する場合の条件はありますでしょうか。	制約条件はありませんが、関係機関や発注者等との調整が必要になります。
8	プレゼンについて:PC 投影によるスライドや動画でのプレゼンは可能でしょうか。或いは提出した紙でのご説明のみとなりますでしょうか。	「評価テーマに関する企画提案（任意書式、A3 サイズ1枚両面可）」を投影することは可能ですが、それ以外のスライドや動画の投影は認められません。投影を希望される場合は、PC をご持参ください。(モニター(HDMI 接続)は発注者が用意します。)
9	店舗装置においては自走出来るもの／牽引されて走るもののどちらでも良いか。	店舗装置については、仕様書 P.2 7 (1) アに記載のとおり、車輪等を備えた可動式コンテナ店舗等とし、常時地面に固定されておらず(移動が可能、インフラの接続等も着脱可能等)、関係法令上建築物に該当しないものとします。なお、毎日の営業時間の終了後、撤去する必要があります。この条件を満たす場合は、どちらでも差し支えあり

No.	質問内容	回答
		ませんが、牽引されて走るものの場合、牽引車の出し入れで、別途手続き等が必要となる場合がありますので、ご注意ください。
10	店舗装置においては受注者側で用意し、出店者に利用して貰う形が必須なのか、出店者が普段使っているものを使用する事は出来るのか。	店舗装置については、出店者が普段使用しているものを使用することもできます。ただし、出店者や店舗装置の構成については発注者との協議のうえ、決定します。
11	より事業性を高めるための附属的な装置についても毎日の撤去が必要となるのか（サイン類やテーブル等）	毎日の撤去の要否については、道路管理者との協議により決定となります。
12	出店者においては期間内固定なのか、週替わり等で変更可能なのか	仕様書 P.3 7（1）イに記載のとおり、出店者はおおむね1週間ごとに入れ替えることとしています。

※類似する質問については、まとめて一つの質問として扱っています。

【No.3 使用可能エリア】



※仕様書 P.2 7（1）アに記載の店舗装置撤去場所は上記エリア外になります。
（隣接する場所を想定しています。）